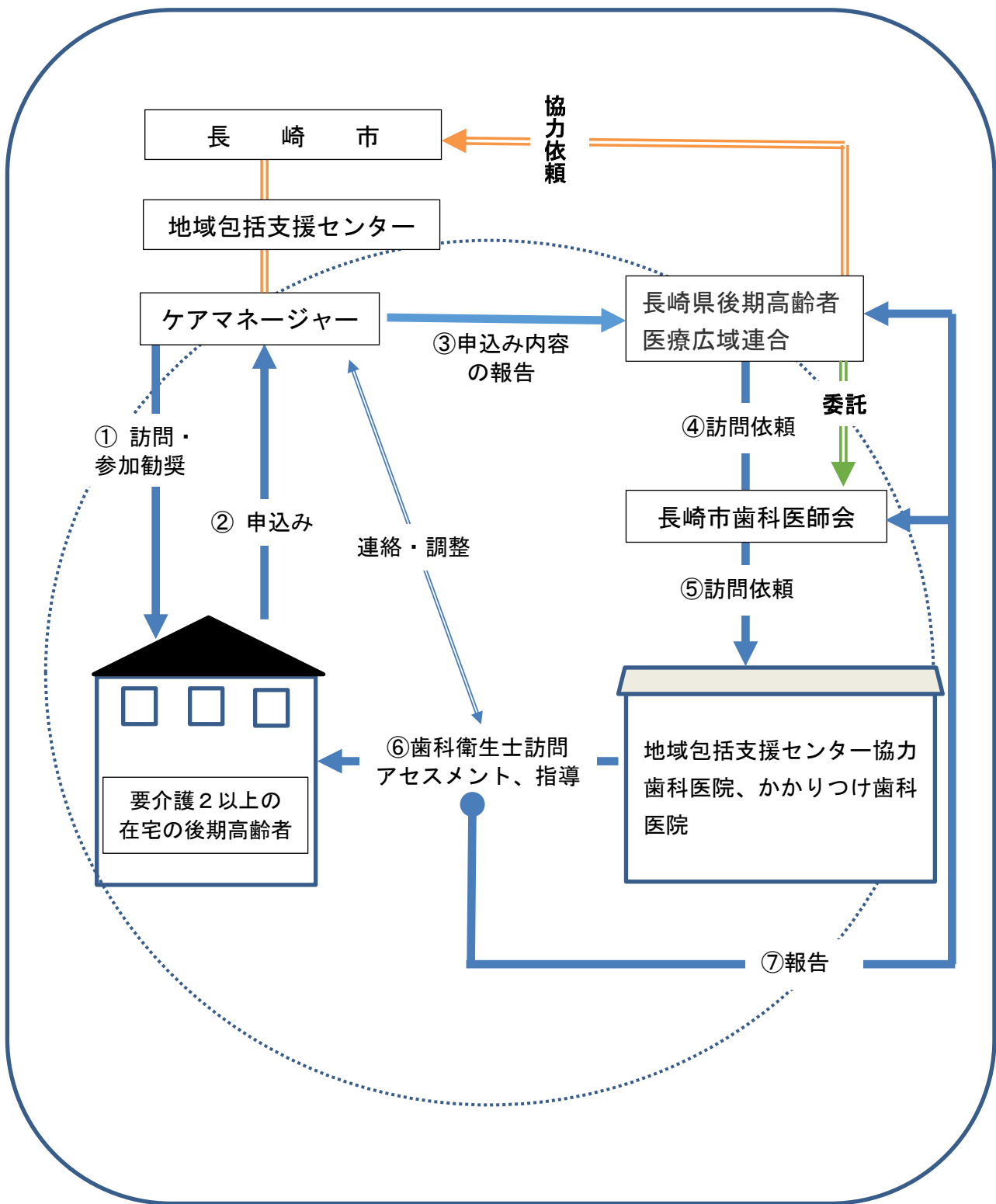


在宅要介護者訪問口腔保健モデル事業

- 1 対象者 被保険者（生保以外の75歳以上）のうち、在宅要介護者（原則的に要介護2以上）で、歯科健診を受診するために出向くことが困難な高齢者（医療保険や介護保険において歯科に関する管理を受けている者を除く）
100名を想定
- 2 実施方法 広域連合が長崎市歯科医師会へ委託
長崎市へ対象者への事業参加の勧奨等を協力依頼
- 3 内容 誤嚥性肺炎等の疾病を予防するためのスクリーニング（清掃状況・ADL・食事状況）及び口腔ケアや保健指導を行う。
1回につき1時間程度、本人の負担なし
- 4 実施時期 1回目の訪問：9月中旬～11月
2回目の訪問：11月～2月（訪問後、2か月以上期間を置く）
※訪問は2回を原則としております。
- 5 実施地区 長崎市（高島、池島を除く）
- 6 受診手順
 - （1）ケアマネジャーが対象者を訪問する際に、対象者及びその介護者へ事業参加の勧奨を行い、申込希望者より申込書を受領する。
 - （2）ケアマネジャーは申込書を広域連合へ随時FAXする。
広域連合は申込書の内容を確認し、歯科医師会へ申込書を随時、郵送する。
 - （3）歯科衛生士がケアマネジャーへ連絡をして日程調整し、1回目の訪問を行う（対象者がケアマネジャーの同行を希望する場合は同行を依頼する）。
 - （4）1回目の訪問から約2か月後、歯科衛生士からケアマネジャーへ連絡を取り、ケアマネジャーが対象者と日程調整を行って2回目の訪問を実施する。
- 7 評価方法 1回目の指導の結果、2回目の訪問時にどのように改善されたか評価を行う。

事業フロー図

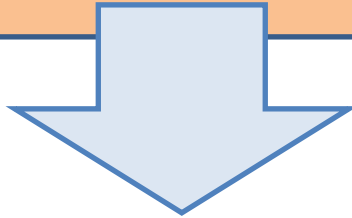


在宅要介護者訪問口腔保健モデル事業対象者について

下記の条件を満たす方が対象者となりますので、ご確認いただき、事業参加の勧奨をしていただきますようよろしくお願いいたします。

対象者（下記の3つの条件を満たす者）

1. 長崎県後期高齢者医療の被保険者の方（75歳以上で生活保護を受けていない）
2. 要介護の認定（要介護2以上）を受けており、本人のみで歯科医院へ受診するために出向くことが困難な在宅の方
（医療機関や介護施設等に入院（入所）されている方を除きます。）
3. 医療保険や介護保険において歯科に関する管理を受けていない方※



※この事業の対象者は、医療保険や介護保険において歯科に関する管理を受けている方は対象外となりますので、下記のチェックをお願いします。

<チェックリスト>

○介護保険において、歯科に関するサービスを受けていない。

○医療保険において、定期的に歯科健診や口腔ケアを受けていない。